

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、平成 18 年 1 月 1 日に「平賀町」「尾上町」「碓ヶ関村」が合併して誕生した青森県内 10 番目の市である。

青森県津軽地域の南に位置し、冷涼な気候で自然災害も少なく、安定した地盤を持ち、廉価で広大な土地を有し、豊富な工業用水もある。更には、車で 30 分程度の範囲内に大学や高校が 10 校以上あり、良質な労働力の確保が容易な地域である。

津軽の中心「弘前市」を中心とした弘前広域都市計画に属し、高速道路をはじめとした陸路の高速交通体系が整備されている。また、青森空港へのアクセスで東京、大阪、名古屋、札幌に直結している。

旧尾上町と旧平賀町には市街化区域が存在しており、二つの市街化区域の間は市街化調整区域となっている。旧碓ヶ関村は都市計画区域外となっている。旧平賀町には松崎工業団地があり、旧尾上町には尾上農工団地が存在する。

市内の人口は、平成 2 年には 37,948 人。平成 27 年では、32,106 人となり、25 年間で 5,842 人、15.4%減少している。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 37 年の人口は 28,258 人と推定され、平成 27 年と比較し、3,848 人、12.0%減少すると予想される。出生数も減少が続き、平成 27 年は 207 人、死亡数は 476 人で、死亡者数が出生数を上回る状態が続いている。社会的増減についても、平成 27 年の転入者数は 701 人、転出者数は 820 人となっており、転出数が転入数を上回る状態が平成 19 年から続いている。また生産年齢人口割合についても、平成 2 年は 66.2%、平成 27 年においては 57.3%と大きく減少している。

このように当市では、人口の急速な減少による労働力不足や地域経済の縮小が懸念されている。

産業別就業人口で見ると、平成 27 年においては、第 1 次産業 3,919 人 (25.1%)、第 2 次産業 3,248 人 (20.8%)、第 3 次産業 8,448 人 (54.1%) となっており、平成 37 年の就業人口は、第 1 次産業 2,863 人 (22.3%)、第 2 次産業 2,285 人 (17.8%)、第 3 次産業 7,690 人 (59.9%) と予想され、今後も第 1 次産業及び第 2 次産業の就業者数の減少が続くと推定される。

平成 30 年 3 月の青森県内の有効求人倍率は 1.33 倍と人手不足の状態にあり、将来的に企業活動が不能になることが懸念されることから、設備投資等により企業の労働生産性の向上が求められる。

市内企業の約半数は二つの工業団地に立地し、20年～30年経過して老朽化した設備が多く、更新時期を迎えている。

市内には中小企業が多く、原材料の高騰や国内外での価格競争の激化などにより、厳しい経営状況が続いており、倒産等により数が徐々に減少している。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が持続・成長していくことを目指す。そこで、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

市内企業の老朽化した機械設備等を更新することで労働生産性が向上し、企業の体力アップにつながり、現在働いている市民約1,000人の雇用の安定が図られる。

また、市には、基幹産業である農業に関連した食品製造業も多く立地しているが、新商品製造のための先端設備等の導入を促すことで、高付加価値化を図り、ひいては第1次産業従事者の所得向上及び雇用創出へと繋げる。

食品加工以外の製造業においても、新商品の開発及び技術の高度化を促進するとともに、先端設備等の導入を図り、新たな特産品の製造及び販売を促進することで、物産及び観光振興につなげる。

木質バイオマス発電所から排出される熱や温水を利用したエネルギー産業による雇用の創出のほか、温泉熱などの未利用の新エネルギーを活用した新たな雇用の創出に努める。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目指す。

## 2 先端設備等の種類

市内の産業の約半数は製造業であり、多くの雇用を生み出すことから、市にとって重要な産業である。

製造業の中でも最も多い企業は、電気機器や電子部品製造業であり、半数を占めている。次に多い企業は、食品製造業であり3割を占めている。食品製造業者の半数は、りんご等の地元の特産品を利用した付加価値の高い食品を製造しており、地元農産物の消費拡大、地域の物産振興に大きな役割を果たしている。

市では、企業による、外部コーディネーター等の専門家の活用による新製品の開発や新分野・新事業への進出、地域内外の企業との連携による技術の高度化を支援しており、これからも事業拡大や経営革新により、設備投資等が増加することが期待される。

近年、木質バイオマス発電所が稼働し、発電所から排出される熱や温水を利用した植物工場など新エネルギー産業による雇用創出がなされ、地元経済に大きく貢献している。

これら既存の企業の他に、温泉熱などの未利用のエネルギーを活かした新たな産業も期待されていることから、今後多様な産業の多様な設備投資を支援する必要がある。

以上のことから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

市内企業の約半数が平成3年から平成7年にかけて造成した2つの工業団地に立地し、それ以外の企業は市内全域に点在している。何れの企業も地元雇用に大きく貢献しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象となる区域は市内全域とする。

#### (主な企業の立地場所)

- ①平賀地域：松崎工業団地 8 社、その他の平賀地区全域 14 社
- ②尾上地域：尾上農工団地 15 社、その他の尾上地区全域 5 社
- ③碓ヶ関地域：1 社

#### (2) 対象業種・事業

事業者による新商品開発や新分野新事業への進出、エネルギー関連をはじめとした成長分野などの新しい産業も促進する必要があることから、対象を全ての業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、機械装置の更新や増設、測定工具や検査工具の導入、ソフトウェアの更新等、多様であるため、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

#### (主な企業の種類)

- ①製造業 21 社（うち食料品 6、電気機械・部品等 9、衣料 2、紙 1、薬品 1、レンズ 1、コンクリート 1）
- ②卸売業 9 社
- ③リース業 3 社
- ④運送業 2 社
- ⑤ゴルフ場 2 社
- ⑥電気業 1 社
- ⑦その他 5 社

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。